

「墓地の建設に伴う開発行為に係る運用基準」

平成 25 年	4 月	1 日	施 行
令和 3 年	4 月	1 日	改 正
令和 4 年	4 月	1 日	改 正

墓地を建設する場合は、関係法令等に適合するもののほか、この基準によるものとする。

(適用対象)

- 1 この基準は、政令第 1 条第 2 項第 2 号に規定する第二種特定工作物に該当する墓園(附属建築物の用途)
- 2 申請に係る建築物の用途は次の各号に掲げるものであり、又、自走式駐車場であること。なお、各々の規模は必要最小限であること。
 - (1) 管理事務所(事務スペース、書庫等)
 - (2) 給水施設
 - (3) ごみ集積施設
 - (4) 便所
 - (5) 墓参者の一時休憩及び法事を目的としたスペース(形態基準等)
- 3 建築物の延べ面積は、墓地区域面積(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓理法」という。)第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた墓地の区域の面積)に対する割合が、2 パーセント以下であること。

(道路等の基準)
- 4 申請に係る建築物及び敷地については次の各号に該当すること。
 - (1) 主たる前面道路の幅員は 6 メートル以上とする。なお、主たる前面道路以外に開発行為等の敷地に接する幅員 6 メートル未満の道路がある場合は、道路中心から 3 メートル後退すること。
 - (2) 主たる前面道路に歩道が存しない場合は、主たる前面道路に接する部分について、幅員 2 メートル以上の歩道の用に供する空地を設けること。

(開発禁止の区域)
- 5 次の区域は申請区域に含まないこと。
 - (1) 自然環境保全地域(自然環境保全条例(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)第 2 条に規定するものをいう。)
 - (2) 国定公園及び神奈川県立自然公園(自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 2 条第 6 号又は神奈川県立自然公園条例(昭和 34 年神奈川県条例第 6 号)第 2 条第 2 号に規定するものをいう。)
 - (3) 近郊緑地特別保全区域(首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)第 4 条第 2 項第 3 号に規定するものをいう。)
 - (4) 特別緑地保全地区(都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項に規定するものをいう。)
 - (5) 保安林及び保安施設地区(森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に規定する保安林及び同法第 41 条第 1 項に規定する保安施設地区をいう。)
 - (6) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定するものをいう。)
 - (7) 史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域(文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項、神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年神奈川県条例第 13 号)第 31 条第 1 項又は文化財の保存及び活用に関する条例(平成 12 年 7 月 3 日条例第 27 号)第 5 条第 1 項に規定するものをいう。)
 - (8) 本市の総合計画及び都市マスタープラン等から支障のある区域。

(施行期日)

6 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

7 この施行日前に許可等を得ているものについては、なお、従前の例による。

注

- 1 本基準第3項における延べ面積は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号本文に規定する延べ面積をいう。したがって、同条第1項第4号ただし書の規定は適用されず、自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む)の用途に供する部分は、延べ面積に含まれる。
- 2 適法に建築された既存建築物が本審査基準第3項に規定する規模を超えている場合は、その規模を上限として建替えすることができる。